



令和8年度障がい児 通所支援事業者等 集団指導

高槻市福祉指導課





令和8年度障がい児通所支援事業者等集団指導

内容：集団指導、運営指導及び監査等について

1. 集団指導、運営指導及び監査
2. 指定取消等の事案
3. 令和7年度運営指導の指摘事項



1. 集団指導、運営指導及び監査



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
集団指導	全事業者 (原則として4月1日現在の指定事業者)	毎年1回	- 国の示す指導指針に基づき、指定権者が実施 - 一定の場所に集めて講習等の方法により行うオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。 - 事業者全体のレベルアップを図ることを目的 - 関係法令・制度の趣旨、目的の周知と理解の促進 - 給付費の過誤・不正請求の防止の観点から、算定要件等の周知

- 令和8年度集団指導は、昨年度と同様にYouTube動画形式により実施します。
- 終了後は事業所ごとにアンケート報告をお願いします。



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
個別指導	新規指定事業者	3回	・ 高槻市独自の取組み、受検は任意 ・ 指定後1年の間に、3回 ・ 内容は下表のとおり

【内容】

個別指導 対象事業者	新規指定後1月の事業者	新規指定後半年の 事業者	新規指定後1年の 事業者
指導内容	運営規程等	個別支援計画等	給付費の請求
提出書類	①運営規程 ②利用契約書(ひな型) ③重要事項説明書(ひな型) ④個人情報使用同意書(ひな型)	①個別支援計画書 ②計画策定会議議事録 ③アセスメント	①サービス提供記録 ②給付費明細書 ③サービス提供実績記録票 ④利用者出欠表 ⑤職員の勤務実績表 ⑥加算の算定要件に係る記録



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象	頻度	内容
運営指導 (旧実地指導)	- 就労継続支援A型 - 就労継続支援B型 - 共同生活援助 - 児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 指定後間もない事業所	3年に1回	【目的】 - サービスの質の確保と向上 - 適正な報酬の請求 【方法】 - 原則、実地にて、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う - 実地でなくとも確認できる内容の確認についてはオンライン等を活用することができる
	上記以外の障がい福祉サービス等(※)	指定の有効期間内(6年)に1回	

※ 地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、訪問入浴は定例運営指導の対象外

【令和7年度の変更点】

- 就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内(6年)に1回以上の頻度で実施する。(国指導指針の改正)



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導の実施状況】

種 別	対象 事業数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳					
				基本 方針	人員	設備	運営	変更 届	報酬
指定障がい福祉サービス	306	68	209	0	16	0	146	7	40
指定障がい者支援施設	3	1	1	0	0	0	1	0	0
指定一般相談支援	22	4	27	0	0	-	24	0	3
指定特定相談支援	26	3	12	0	0	-	11	0	1
登録地域生活支援事業	72	16	30	0	4	0	25	1	0
指定障がい児通所支援	114	4	32	0	6	0	20	0	6
指定障がい児相談支援	16	1	5	0	0	-	5	0	0
合 計	559	97	316	0	26	0	232	8	50



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい児通所支援）】

<u>人員基準</u>	<u>従業者の員数</u>	6
<u>運営基準</u>	<u>給付費等の額に係る通知</u>	4
<u>運営基準</u>	<u>運営規程</u>	4
<u>運営基準</u>	<u>非常災害対策</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>苦情解決</u>	4
<u>運営基準</u>	<u>安全計画の策定等</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>自動車を運行する場合の所在の確認</u>	4



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい児通所支援）】

<u>給付費の算定</u>	<u>本体報酬</u>	4
<u>給付費の算定</u>	<u>加算・減算</u>	2
<u>その他</u>	<u>業務管理体制の届出</u>	4



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導：文書指摘の主な内容等】
(障がい児相談)

<u>運営基準</u>	<u>運営規程</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>衛生管理等</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>苦情解決</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>虐待の防止・虐待等の禁止</u>	1



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和8年度運営指導】

主に次の条件から対象事業所を選定

- (1) 令和3年度以降に運営指導を受検していない事業所（特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- (2) 令和7年度末までに事業を開始した事業所であって、これまでに一度も運営指導を受検していない事業所
- (3) 令和6年度以降、運営指導を受検していない障がい者支援施設
- (4) 介護保険法に基づく運営指導との同時実施が望ましい居宅介護等事業所
- (5) 事業を開始し1年経過した就労継続支援A型事業所
- (6) 関係機関等からの情報提供や利用者等からの苦情等を踏まえ、運営指導の実施が必要と認められる事業所



【運営指導の標準的な流れ】



※メールで通知します

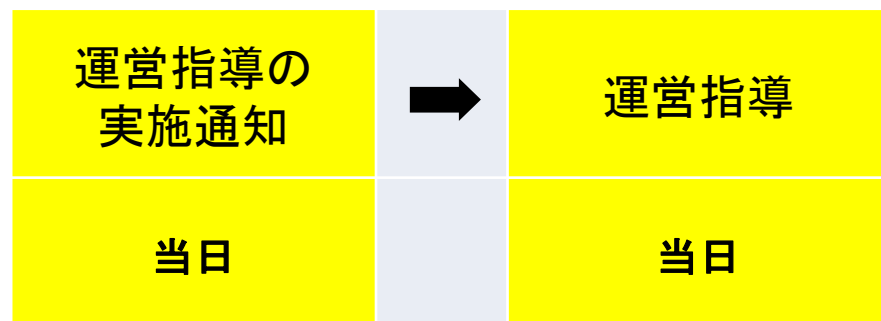
自主点検表、勤務表など

書類や会議室の準備をお願いします

改善事項をメールで通知します

期日までに改善し、報告してください

【必要がある場合】



あらかじめ通知したのでは必要な事実確認ができない場合等は、事前に通知せず、当日通知し、運営指導を実施することがあります



1.運営指導、集団指導及び監査

指導	対象	内容
監査	監査を実施する必要があると認められる事業者	・ 人員基準、運営基準の重大な違反があると疑うに足る理由があるとき ・ 給付費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ・ 事業所の従業者等が利用者に対し虐待を行ったことを疑うに足る理由があるとき ・ 不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足る理由があるとき ・ 運営指導により改善を指導したにもかかわらず、改善がみられないとき ・ 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき など

- ・ 運営指導の実施後に、監査に切り替えることがあります
- ・ 運営指導を実施していない場合でも、監査を実施することがあります
- ・ 事前予告なく、当日立ち入り検査をすることがあります
- ・ 監査の実施後、処分事由に該当すると認められた時は、行政処分（指定取消し・効力停止）等を行うことがあります



2. 指定取消等の事案



2.指定取消等の事案

【事案① 高槻市指定取消】

共同生活 援助 (グループ ホーム)	【不正請求】 - 利用者に対して共同生活援助を提供していない日に、共同生活援助サービス費の請求を行った。また、利用者に対し、夜間支援を行っていない日に、夜間支援等体制加算の請求を行った。(不正請求の概算 約30万円) - 利用者に対し看護を行ったことが、サービス提供記録から確認できない日があった。(不正請求の概算 約17万円) - 監査対象期間を通じて、強度行動障がいをもつ利用者のために支援計画シート等を作成していないにも関わらず、重度障害者支援加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の請求を行っていることが確認された。(不正請求の概算 約2,200万円) - 監査対象期間を通じて、夜勤を行う夜間支援従事者を配置せず、夜間支援を提供できる従業者の労働環境を整備していないにも関わらず、夜間支援等体制加算(Ⅰ)の請求を行った。(不正請求の概算 約5,000万円) - 日中支援加算(Ⅰ)について、算定要件を満たさない利用者であるにも関わらず、算定し、日中支援加算(Ⅱ)について、算定要件を満たさない日であるにも関わらず、算定していることが確認された。(不正請求の概算 約20万円) - 身体拘束適正化の取り組みを適正に実施していなかったにも関わらず、身体拘束廃止未実施減算を適用せずに、給付費の請求を行っていることが確認された。(不正請求の概算 約67万円)
令和7年度	
指定取消	
高槻市	



2.指定取消等の事案

【事案① 高槻市指定取消】

共同生活 援助 (グループ ホーム)	【運営基準違反】 - 監査対象期間を通じて、事業所が人員基準を満たすことを確認することができないほど、事業者は従業員の勤務時間を把握・管理できておらず、事業所に配置する従業員の勤務体制を適切に定めていないと確認された。事業者は、運営基準(基準省令第212条)に従って適正に運営できる状況にないと認められた。 - 事業所の管理者は、事業所が遵守すべき基準を理解しておらず、従業員に対し必要な指揮命令を行うことができない上、業務の管理を一元的に行うなどの管理者としての責務を果たしていないことが確認された。事業者は、運営基準(基準省令第213条準用第66条)に従って、適正に運営できる状況にないと認められた。
令和7年度	
指定取消	【人格尊重義務違反】 事業者は、食材料の購入に係る領収書を約500万円分偽造し、虚偽の管理簿を提出するなど、利用者から食材料費として徴収した金額を適正に管理しておらず、目的に沿って適正に使用していないことが確認された。事業者は、利用者から徴収した食材料費を、適切に管理し、利用者のために支出しなければならないところ、運営基準(基準省令第210条の4第3項)に従って適正に運営していないことの証左であり、利用者の食材料費の一部を他の費目に流用することや事業者の収益とすること等、目的に沿った使用をしていないことは、障がい者の人格を傷つける行為であって、人格尊重義務違反に該当すると認められた。
高槻市	



2.指定取消等の事案

【事案② 他指定権者の指定取消】

児童発達支援/ 放課後等デイ サービス	【人員基準違反】 - 少なくとも、令和6年 4月～令和7年 9月まで基準人員が足りない状況が継続しており、特に令和 6年 8月～令和 7年 2月の間は、基準人員の 6割程度しか必要な職員が配置されていなかった。適切な人員が雇用できていないにもかかわらず、法人代表は定員を超える利用児童を受け入れ、利用人数に見合った人員を配置しなかった。 【不正請求】 - 定員超過利用減算を免れるために、利用者が利用した日とは別の、利用していない日に請求する、利用しているにもかかわらず欠席したことにして欠席時対応加算を算定する等の方法で、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 - また、定員を超える利用児童を受け入れた結果、基準人員が欠如する状態が続いていたが、人員欠如減算をすることなく障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和8年度	
指定取消	
大阪府	



2.指定取消等の事案

【事案③ 他指定権者の指定取消】

放課後等デイサービス	【不正の手段による指定】 - 指定申請時に配置予定とした保育士について、勤務させる見込みがないにもかかわらず、実際に勤務させるかのように指定申請書に虚偽の記載をし、これに沿う内容の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付して富山市に指定申請を行い、これをもって人員配置基準を満たさないまま不正に指定を受けた。さらに、サービス提供開始後も人員配置基準を満たさないまま事業を継続していた。 【虚偽報告】 - 法第21条の5の22第1項の規定に基づき実施した事業所及び事業に関連のある場所への立ち入り、関係者への質問、帳簿書類その他の物件の検査等を行うことによる監査において、当該保育士が署名したかのごとく偽造した雇用契約書及び秘密保持の誓約書並びに当該保育士を勤務させていたかのような虚偽の内容を記載した勤務実績表を提出した。
令和8年度	
指定取消	
富山市	



2.指定取消等の事案

【事案④ 他指定権者の指定取消】

特定相談支援/ 障がい児相談 支援	【人員基準違反】 - 相談支援専門員が資格更新を失念し、令和7年3月末をもって無資格となった。 - 令和7年5月14日に雇用を開始した相談支援専門員は、令和7年6月下旬以降、一度も勤務した実績がない。 - 令和7年9月14日付で初任者研修の修了証書の交付を受け、相談支援専門員の資格を再度取得した。 - 以上の事実から、令和7年6月末から令和7年9月13日までの期間において、専ら従事する相談支援専門員が欠如していた。また、当該事実の町への報告を怠った。
令和7年度	
指定取消	
稲美町	



2.指定取消等の事案

【事案④ 他指定権者の指定取消】

特定相談支援/ 障がい児相談 支援	【運営基準違反】 - サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者 から、専門的な見地からの意見を求めなければならない サービス担当者会議が開催されていなかった。 - 利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならないサービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。「モニタリング」という。）が利用者の居宅等を訪問せずに行われていた。
令和7年度	
指定取消	
稲美町	



2.指定取消等の事案

【事案④ 他指定権者の指定取消】

特定相談支援/ 障がい児相談 支援	【不正請求】 - 人員基準違反に関し、専ら従事する相談支援専門員が欠如しているにも関わらず、相談支援専門員の資格を喪失していた者が計画相談の実務を行い、また、サービス等利用計画やモニタリング報告書に実際には計画相談の実務を行っていない者の名を騙って報酬請求を行っていた。 - 運営基準違反に関し、報酬請求要件を満たしていないにも関わらず、繰り返し報酬請求を行っていた。 【虚偽報告】 - 令和7年11月7日及び11月13日に、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る電話等による対応で行う場合の本人又は家族へ確認した記録の報告等の求めに対して、存在しなかった記録を捏造し、虚偽の証拠資料の提出を行った。
令和7年度	
指定取消	
稲美町	



2.指定取消等の事案

【事案④ 他指定権者の指定取消】

特定相談支援/ 障がい児相談 支援	【虚偽答弁等】 令和8年2月18日に実施した立ち入り検査において、町職員から従業者に係る勤務記録、賃金支給台帳及び源泉徴収票の検査を求めたところ、虚偽の勤務記録、賃金支給台帳及び源泉徴収票の提示・提出を行い、また、虚偽の答弁を行った。
令和7年度	
指定取消	
稲美町	



3. 令和7年度運営指導の指摘事項



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

1. 感染予防の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者の意識向上を図ること。

⇒指針には、「平常時の対策」及び「発生時の対応」を規定してください。

「平常時の対策」としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、「発生時の対応」としては、発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係等の関係機関との連携、行政等への報告が想定されます。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

2. 感染症・食中毒の発生又はまん延防止のため、感染症対策委員会の定期的な開催(おおむね3か月(6か月)に1回)等の措置を講じること。

⇒感染対策委員会は、入所者等の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3か月(6か月)に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

3. 苦情解決について、苦情記録様式及び台帳が整備されていなかったのをこれを整備し、苦情対応マニュアルを作成するなど、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うこと。

⇒事業者は、計画に位置付けた福祉サービス等に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

4. 虐待防止委員会の設置を確認できなかったもので、虐待防止委員会を設置すること。また、虐待防止委員会を年1回以上開催し、虐待防止のために必要な措置等について十分検討すること。

⇒虐待防止委員会を内容がわかるように、委員会の実施内容について記録してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

5. 利用者に対する給付費の額の通知が行われていなかったもので、法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知すること。

⇒事業者は、市町村から法定代理受領により給付費の支給を受けた場合には、給付決定保護者等に対し、当該給付決定保護者等に係る給付費の額を通知してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(全サービス 運営に関する基準関係)

6. 運営規程について、営業時間の規定が実態と相違する状況であったので、記載内容を実態に即した内容に一致させること。

⇒運営規程の内容と実態に相違がないようにしてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 人員に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

7. 指定時から人員基準上必要な児童指導員又は保育士の配置(障がい児の数が10人に対し2人、10人を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上)が行われていない日が散見された。人員配置基準をご理解の上、今後このようなことにならないよう、体制を整備すること。

⇒人員配置については、勤務予定表作成時点で基準を満たしているか確認をしてください。また、実績においても基準を満たしているか確認をしてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

8. 非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。

⇒非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものであります。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

9. 事業所外での活動、取組等のための移動など、自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼、確認チェックシートの作成など、確実に所在を把握することができる方法で、所在を確認すること。

⇒事業者は、障がい児の通所や事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗降時の際に、点呼等の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

10. 利用児童の安全の確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所外での活動を含む安全に関する従業者・利用児童への指導、従業者の研修・訓練等についての安全計画を策定すること。従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めること。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

⇒事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、事業所外での活動等を含めた事業所での生活等における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練等についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じてください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 運営に関する基準関係)

【障がい児相談支援】

11. 障がい児相談支援の利用者について、書面では特定相談支援の契約が締結されていたので、適切に契約を行うこと。

⇒障がい児相談支援の利用契約において、特定相談支援の契約で締結することがないよう注意してください。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

12. 人員(児童指導員等)の員数が1割を超えて欠如している期間について、所定の単位数で算定されているので、指定日以降のすべての期間について自主点検を行い、当該月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定の単位数の100分の70(3月を超える場合は100分の50)で算定することとし、支払いを受けた市町村(高槻市は子育て支援課)に報告して、所要の手続を行うこと。

⇒指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如減算が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算されます。



3. 令和7年度運営指導の指摘事項

(各サービス 報酬算定に関する基準関係)

【障がい児通所支援】

13. 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算について、人員基準上必要とする員数を配置していないにも関わらず、算定している事例が見受けられた。算定要件を満たさない当該加算の算定については、過去分について自主点検を行い、支払いを受けた市町村(高槻市は子育て支援課)に報告し、所要の手続きを行うこと。

⇒人員基準上必要とする員数が配置されているか、毎月確認をしてください。また、算定要件については、報酬告示及び留意事項通知等を確認し、算定要件を満たさない場合は、加算の取下げ等の手続きをしてください。